

ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！



Ver3. 消費税における簡易課税のみなし仕入率の

見直しに伴う実務上の影響

平成 26 年度税制改正大綱において、消費税の課税期間の前々年又は前々事業年度の課税売上高が 5,000 万円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者が適用できる簡易課税のみなし仕入率の見直しが行われることになりました。

このみなし仕入率の見直しにより、金融業及び保険業のみなし仕入率は現行の 60% から 50%、不動産業のみなし仕入率については現行の 60% から 50% と低下したことで、現行よりも仕入控除税額が減少し、支払う消費税額が増額されることとなります。

今回の税制改正による簡易課税の事業区分とみなし仕入率の見直しをまとめると以下の表の通りとなります。

現行

事業区分	みなし仕入率
第一種事業 (卸売業)	90%
第二種事業 (小売業)	80%
第三種事業 (製造業等)	70%
第四種事業 (その他の事業、 金融業及び保険業含む)	60%
第五種事業 (サービス業等、 不動産業含む)	50%

改正(平成27年4月1日以後に開始する課税期間より適用)

事業区分	みなし仕入率
第一種事業 (卸売業)	90%
第二種事業 (小売業)	80%
第三種事業 (製造業等)	70%
第四種事業 (その他の事業)	60%
第五種事業 (サービス業等、 金融業及び保険業含む)	50%
第六種事業 (不動産業)	40%

今回の簡易課税の事業区分とみなし仕入率の見直しにより、実務上、影響を受ける事業者として考えられるのは、「金融業及び保険業」においては、中小規模の保険代理店、「不動産業」においては中小規模の不動産賃貸業・仲介業が中心となりそうです。（詳細な事業区分につきましては、日本標準産業分類の事業区分にてご確認ください。）

上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されることとなりますが、簡易課税の適用を受けている該当される事業を営む事業者は以下の対応を検討することをお勧めいたします。

課税期間における簡易課税か原則課税の税額シミュレーションを、設備投資額や収支額の増減を考慮して行い、いずれか有利な課税方式を選択する。

簡易課税から原則課税に変更する場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出手続」を、その課税期間の開始の日の前日までに納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

注意点として、上記手続を経て原則課税を適用した場合、変更した初日から A)2 年間は簡易課税に変更することができないことと、B)帳簿の作成及び保存義務が課せられることにご注意ください。

以上

